

滋賀県衛生科学センターだより

No. 14

2012年9月1日

編集発行 滋賀県衛生科学センター

〒520-0834 大津市御殿浜 13-45

Tel 077-537-3050 Fax 077-537-5548

e-mail: ef45@pref.shiga.lg.jp

HP: <http://www.pref.shiga.jp/e/ef45/>

食品中の放射性物質検査について

平成24年4月1日より基準値が変わりました

東京電力福島第一原子力発電所の事故後、食品の放射能汚染に対する不安が全国に広がりました。そこで、厚生労働省では、食品中の放射性物質の暫定規制値を設定し、暫定規制値を超える食品が市場に流通しないよう出荷制限などの措置をとってきました。暫定規制値を下回っている食品は健康への影響はないといわれていましたが、より一層、食品の安全と安心を確保するために、事故後の緊急的な対応としてではなく、長期的な観点から新たな基準値が設定され、平成24年4月1日から適用されることとなりました。

新たな基準値では、すべての人が摂取し、また摂取量が多い「飲料水」、乳児が食べる「乳児用食品」、子どもの摂取量が特に多い「牛乳」など、特に配慮が必要と考えられる食品については区分を設け、それ以外の食品は、個人の食習慣の違いの影響を最小限にするため、一括して「一般食品」とする4つの区分に分けた基準値が設定されました(図1)。

新たな基準値は、平成24年4月1日以降に出荷する原料、平成24年4月1日以降に製造、加工、輸入された食品に適用されます。

また、米や牛肉、大豆およびその加工食品については、一定の範囲で経過措置期間が設けられています。米・牛肉については、平成24年9月30日までを経過措置期間とし、平成24年10月1日から新たな基準値が適用されます。大豆については、平成24年12月31日までを経過措置期間とし、平成25年1月1日から新たな基準値が適用されます。

なお、新基準値の適用日より前に、製造・加工、輸入された食品については、賞味期限まで暫定規制値が適用されます(図2)。

新たな基準値の概要

放射性物質を含む食品から被ばく線量の上限を、年間5ミリシーベルトから年間1ミリシーベルトに引き下げ、これをもとに放射性セシウムの基準値が設定されました。

放射性セシウムの暫定規制値

食品群	規制値 (単位:ベクレル/kg)
野菜類	500
穀類	
肉・卵・魚・その他	200
牛乳・乳製品	
飲料水	200



- ・食品の区分を変更
- ・年間線量の上限を引き下げ

放射性セシウムの新基準値

食品群	基準値 (単位:ベクレル/kg)
一般食品	100
乳児用食品	50
牛乳	50
飲料水	10

放射性ストロンチウムを含めて規制値を設定
シーベルト:放射線による人体への影響の大きさを表す単位

放射性ストロンチウム、プルトニウムなどを含めて基準値を設定
ベクレル:放射性物質が放射線を出す能力の強さを表す単位

図1. 放射性セシウムの基準値(参考:厚生労働省HP)



図2. 食品中の放射性物質の新たな基準値について (参考: 厚生労働省 HP)

各都道府県等で検査が行われています

滋賀県では食に対する不安を軽減するため、国の方針に基づき、昨年11月から県内で一般に流通している食品の検査を行っています。これまでに滋賀県が行った検査では、放射性セシウムは確認されておりません(平成24年6月末日現在)。検査の結果は、県のホームページの食の安全情報により公表されています。また、各都道府県等が行った検査の結果は、すべて厚生労働省に報告され、集計されたのち、厚生労働省のホームページで公表されています。

おわりに

検査の結果、基準値を超えた食品については、各都道府県等の指示により、その食品の回収・廃棄指示が出されます。複数の市町で基準値を超えた食品が確認された場合には、国が地域や品目を指定して出荷制限の指示が出されます。

基準値を超える食品や農畜産物が流通しないよう、生産現場や行政機関では、様々な取組を行っています。放射性物質や基準値について、正しい知識と情報を持ち、バランスのとれた健康的な食生活を心がけましょう。

《参考》

- 1) 厚生労働省 HP (http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/shokuhin.html)
- 2) 政府広報オンライン (<http://www.gov-online.go.jp/useful/article/201204/3.html>)
- 3) 滋賀県 HP 食の安全推進室 (<http://www.pref.shiga.jp/e/shoku/shoku/>)